

叡啓大学実践教育プラットフォーム協議会規約

(目的)

第1条 叡啓大学実践教育プラットフォーム協議会（以下「実践教育プラットフォーム」という。）は、叡啓大学や企業、NPO、国際機関、地方公共団体など、多様な主体の連携を構築することにより、叡啓大学学生の主体的な学びの実現とそれを通じた地域社会の発展を目的とする。

(構成)

第2条 実践教育プラットフォームは、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長は、叡啓大学産学官連携・研究推進センター長とする。

3 副会長は、叡啓大学産学官連携・研究推進センター副センター長とする。

4 会員は、叡啓大学の実践的学びに協力する企業やNPO、国際機関、地方公共団体等をもって構成し、参加申込書を提出することで会員とみなす。

(事務局)

第3条 実践教育プラットフォームの事務局は、叡啓大学教育企画課に置く。

(活動内容)

第4条 叡啓大学と各参加団体が連携して以下のことを実現する。

- (1) 課題解決演習やインターンシップ等の先進的な実践教育の実現
- (2) 高等教育に関する意見交換および叡啓大学の教育活動に関する情報共有
- (3) 上記を実現するための環境整備と連携の促進

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、実践教育プラットフォームの運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和3年9月1日から施行する。